

第183回国会閣第54号に対する修正案

第183回国会衆議院経済産業委員会可決

電気事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

電気事業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一条第一項中「政府は」の下に「、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため」を加え、同条第四項中「ときは」を「ときに限り」に改め、同条第五項第七号中「場合」の下に「又は著しく悪化することが明らかな場合」を加える。